

令和6年 議案第4号

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、みよし市立小中学校において多様な少人数学級指導の形態に対応するため必要があるからである。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号）の一部改正に伴い必要な改正を行う。

【内 容】 「みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」の一部改正にあわせて、題名を「みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則」にするとともに、第1条に規定している条例名を「みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」とする。

【市独自の30人を基準とした教員配置】

児童の生活や学習の様子に敏感に気づき、児童一人一人にきめ細やかな指導を行い、学習習慣、基礎学力の定着を図るため、特に学校生活への適応に大切である低学年（小学校1年生、2年生）で市独自に30人を基準とした教員の配置を行う。

市独自の30人を基準とした教員の配置とは、35人を基準とする学級編成を行ったうえで、30人を基準とした場合に必要となる学級担任の人数を当該学年に追加配置し、担任教員とともに児童の指導にあたることとする。

【施行期日】 令和6年4月1日

【参 考】 令和6年度の児童数の見込みと30人を基準とした場合の教員数（令和5年12月1日現在）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
中部小	69	67	83	79	69	74
北部小	101	77	121	110	112	129
南部小	46	52	37	60	47	46
天王小	119	112	122	121	102	96
三吉小	73	56	59	60	65	44
三好丘小	68	74	80	70	68	60
緑丘小	57	61	37	58	52	38
黒笹小	63	60	62	67	69	55
配置数	4人	2人				

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則（平成22年みよし市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則

第1条中「みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」を「みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<u>みよし市任期付市費負担教員の給与等に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例第1条に規定する市費負担教員（以下「市費負担教員」という。）の給与等に関する必要な事項を定めるものとする。	<u>みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の給与等に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例第1条に規定する市費負担教員（以下「市費負担教員」という。）の給与等に関する必要な事項を定めるものとする。